

審 査 報 告 書

飯塚市政治倫理審査会

令和5年12月7日

1 審査請求の趣旨及び経過

今回の審査は、令和5年8月30日に飯塚市政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき審査請求書（以下「本審査請求」という。）が提出されたことにより行ったものである。なお、本審査請求に際し、「令和5年 飯塚市資産等報告書審査会 意見書」が添付資料（疑義を証する資料）として提出された。

本審査請求の審査対象者は、市議会の守光博正議員（以下「守光議員」という。）と、上野伸五議員（以下「上野議員」という。）で、疑義事項は「加入条件を満たしていない可能性のある社会保険に加入することで、本来納めるべき国民健康保険の保険料を納めていないこと」である。疑義事項から論点を以下の二点とし審査を進めた。

- ①社会保険の加入条件を満たしているか。
- ②加入要件を満たしている場合だとしても、会社での業務内容及び報酬額の実態からして、当概会社での社会保険への加入が政治倫理上、問題とならないか。

飯塚市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を次の日程で開催し、審査を行ったので、本書のとおり報告するものである。

- 第1回 : 令和5年10月5日
- 第2回 : 令和5年10月24日
- 第3回 : 令和5年11月14日

2 審査の概要

(1) 審査内容の決定

本市の政治倫理基準として、条例第4条第1号には「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」、同条第2号には「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。」、同条第7号には「政治活動に関して企業、労働組合等の団体(政治団体を除く。)から寄附を受けてはならない。また、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。」とある。

第1回の審査会において整理した論点の一つ目は「社会保険の加入条件を満たしているかどうか。」、二つ目は「その加入要件を満たしている場合だとしても、会社での業務内容及び報酬額の実態からして、当概会社での社会保険への加入が政治倫理上、問題とならないか。」ということとし、審査を進めた。

その上で、保険料を少額で済ませるために社会保険に加入しているのではないかという疑念、また、社会保険料は会社が保険料を半額負担するので、この負担分が会社からの利益供与に該当しないのかという疑念などについて、倫理上の問題がないか調査することとした。

(2) 文書による調査

審査対象者及び関係法人に対して、まずは、文書による調査をすることとし、その回答内容によっては事情聴取を行うこととした。

第1回の審査会において、論点をもとに、社会保険の加入要件をはじめ、会社での勤務状

況等の質問項目を整理し、各審査対象者及び各関係法人に対して、令和5年10月11日に文書による調査を依頼し、令和5年10月20日の期限までに全ての調査対象者から回答が提出された。

(3) 上野議員の議員辞職に対する取扱い

上野議員から令和5年10月16日付で議員辞職願が提出され、令和5年10月18日に議長が許可したとの報告を受けた。令和5年10月24日開催の第2回の審査会において、上野議員の審査に関する取扱いを審議した結果、条例の審査対象者である議員でなくなったことから、継続した審査は行わないこととした。

(4) 審査対象者及び関係者の事情聴取

第2回の審査会において、守光議員及び関係法人からの回答内容を確認し、審議した結果、守光議員に対して追加資料の提出を求めるとともに、第3回の審査会において、それぞれから事情聴取を行うこととし、聴取する項目を整理した。

令和5年10月30日に守光議員に対し、追加資料の提出依頼と第3回の審査会への出席要請を行った。また、同日、関係法人に対し、第3回の審査会への出席要請を行ったが、令和5年11月6日に欠席届が提出された。

(5) 守光議員の議員辞職に対する取扱い

守光議員から令和5年11月10日付で議員辞職願が提出され、同日に議長が許可したとの報告を受けた。なお、同日までに、守光議員から追加資料の提出はなかった。令和5年11月14日開催の第3回の審査会において、守光議員についても、上野議員同様に条例の審査対象者である議員でなくなったことから、継続した審査は行わないこととした。

(6) 審査の終了

上野議員、守光議員の議員辞職により条例上の審査対象者が不在となったことから、第3回の審査会において、本審査請求に対する審査を終了した。

3 審査結果

本審査請求に対する審査は、審査対象者2名いずれもが議員辞職したことにより、審査対象者ではなくなったため、判断に至らないまま終了となった。

4 附帯意見

本審査請求は、①社会保険の加入条件を満たしているか、②対象議員の社会保険加入による保険料の負担状況について政治倫理上の問題がないか、という点が問題となったものである。審査の過程において、役員（特に非常勤役員）の社会保険加入条件はその基準に幅があり、それぞれの事案ごとに実態を踏まえて判断されるものであることが分かった。このように、基準が一義的に明確でないことから、審査対象者の社会保険加入、それ自体に疑義が生じ、それに派生する社会保険料の負担状況についても疑義があるとして、本審査請求が出されることになったものと思われる。各議員は、本審査請求が出された意義を正しく受け止め、役員（特に非常勤役員）の立場にあつて社会保険に加入している者は、今一度自身の加入について見直す機会としていただきたい。そして、政治倫理上の疑いをもたれないよう、市民の信頼に値する倫理の向上に努められたい。

また、本審査請求は、社会保険の加入について端を発したものであるが、審査の過程において、飯塚市から公共事業を受注している業者や交付金を受領している業者と議員との関係性についても指摘がなされた。各議員は、この点についても政治倫理上の疑いを持たれないよう自身の倫理性を見直し、市民の信頼に値する倫理の向上に努められたい。

5 飯塚市政治倫理審査会委員

会 長	古 賀 未知瑠（有識者委員）
副 会 長	休 場 明（有識者委員）
委 員	森 脇 敦 史（有識者委員）
委 員	鶴 留 舞（有識者委員）
委 員	深 町 善 文（議会選出委員）
委 員	小 幡 俊 之（議会選出委員）

任 期 令和5年11月10日から市長への報告が終了するまで